

杉並区立宮前図書館外7館指定管理者募集要項 質問への回答

令和6年7月8日までに受け付けた質問への回答は以下のとおりです。

項目	質問事項	回答	
1 募集要項 (南荻窪外2) 25p ~26 p	別紙2 応募書類一覧 書類番号 11,13,14	こちらの資料は、任意の案件についてという認識で宜しいでしょうか。それとも事業会社のもので用意すべきでしょうか。	現在受託している図書館のものがあればそれをご用意ください。なければ事業会社のもので構いません。
1 募集要項 (南荻窪外2) (宮前高井戸) 27p	別紙3 応募書類作成 要領 書類番号1、2、 3、5	指定管理者指定申請書等に押印する印鑑について、弊社では指名参加登録に際し使用印鑑届を提出した上で、杉並区様との契約・請求事務には使用印を押印しております。今回の応募書類に際しても使用印を押印した書類を提出したいと考えていますがよろしいでしょうか。また、使用印で提出する際には、印鑑証明書と併せて使用印鑑届を提出したほうがよろしいでしょうか。	使用印を押印した書類での応募であれば、提出いただく印鑑証明は使用印のものとなります。使用印での印鑑証明書が提出できない場合は、使用印鑑届を提出してください。
1 募集要項 (南荻窪外2) (宮前高井戸) 3p	業務の範囲	施設の維持管理については、最新の「杉並区保守点検業務委託等標準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建物保全業務共通仕様書」に準拠しますと記載されております。 「杉並区保守点検業務委託等標準仕様書 令和6年度版」P11第2編第1章3節1.3.7ガスヒートポンプ式空気調和機【GHP】(a)(2)室内機は外機1台あたり2台まで点検する。(d)上記(a)において、作業項目及び作業内容については、施設管理担当者の承諾を4得てメーカー標準仕様とすることができる。(e)上記(a)において、点検時期及び回数については、以下のとおり読み替える。(1)シーズンイン点検：年2回、(3)ガスエンジン点検：6月1回またはメーカー標準と記載されております。 関東地区のガスヒートポンプメーカー系点検は東京ガスが担っております。 東京ガスの2022年度以降のガスヒートポンプメンテナンス契約では年1回の室外機点検(室外機で室内機の不具合が疑われる場合のみ室内機の確認)とされております。 GHPの保守についてフロン簡易点検を除き、メーカー系(東京ガス)標準の年1回の室外機のみ点検とすることは可能でしょうか？	(1)シーズンイン点検：年2回 →空調機としての点検を指しています。 (3)ガスエンジン点検：6月1回またはメーカー標準と記載されております →東京ガスと結ぶ、スポット点検もしくはフルメンテナンス契約の事を示しています。  電気を使用している空調機は、電力会社から供給された電気で動きます。ガスヒートポンプ式は、エンジンを使って空調機を動かします。そのため、電気式に加えてエンジン部分の点検が必要になります。したがって、年一回のスポット点検のみの保守とすることは出来ません。
1 募集要項 (宮前高井戸) 3p	業務の範囲	施設の維持管理については、最新の「杉並区保守点検業務委託等標準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建物保全業務共通仕様書」に準拠しますと記載されております。 「杉並区保守点検業務委託等標準仕様書 令和6年度版」P19第2編第1章7節1.7.4雑用水の水質管理(b)水質検査は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条の2の定めるところに行うと記されています。しかし、(e)作業項目及び作業内容は、表1.7.4によると記され、表の2「ビル衛生管理法」*に該当しない建物の記載があります。 水質検査についても表1.7.4に従えばよろしいでしょうか？	表に従い、ビル衛生管理法に該当しない建物も月1回、表のとおり確認してください。
1 募集要項 (成田外2) 5p	第3章区と指定 管理者の責任 分担 (3) 設備・備品 等の分担 ②設備、備品等 の賃貸借	表内の品目について、各館の設置予定台数をご教示いただけますか。	以下のとおりです。 ○図書館システム関連機器 ・業務用端末機：各館6 (阿佐谷のみ7) ・OPAC：各館5 ・レシートプリンタ：各館11 ・業務用プリンタ：各館1 ・バーコードリーダー：各館6 ○インターネットシステム関連機器 ・職員用端末機：各館1 ・利用者用端末機：各館2 ・利用者用コピー機：各館1 ・サーモカメラ(含関連機器)：各館1 ○ICタグシステム関連機器 令和6年度から自動貸出機、ICリーダライタ、セキュリティゲートを順次設置予定。台数未定。
1 募集要項 (成田外2) 6p	第3章区と指定 管理者の責任 分担 (3) 設備・備品 等の分担 ③消耗品の分 担	貴区の購入品の中に「一般的な装備用品等」とございますが、具体的な対象についてご教示いただけますか。	以下の品目です。 ・本の保護フィルム ・透明ポケット ・本の補修テープ ・紙芝居袋 ・CD貸出用袋 ・雑誌用ブックカバー ・資料番号バーコードラベル ・分類ラベル ・中央図書館保存庫ラベル ・資料装備用丸シール ・ICタグ